

あきる野市工事請負指名競争入札参加者指名基準

第1 目的

この基準は、あきる野市契約事務規則（平成7年あきる野市規則第38号。以下「規則」という。）第35条の規定に基づき、あきる野市が発注する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）の指名について必要な事項を定めることにより、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

第2 適格性の判定

指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から次の各号に掲げる事項を調査し、適格性を判定するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 発注工事の施工についての技術的適性
- (4) 既発注工事の施工成績
- (5) 官公庁工事の実績の有無
- (6) 施工中の既発注工事の進ちょく状況

第3 指名方法

第2の適格性の判定により、適格であると判断されたものを指名する。

第4 格付による指名

規則第34条の規定により指名業者登録名簿に登載された者のうち、別表第1に掲げる工事については、発注工事の予定金額に対応する等級の者の中から指名する。

第5 優先指名

第3又は第4の規定により指名する場合において、次の各号に該当する者は、他の適格者に優先して指名することができる。

- (1) 発注工事の施工場所付近に本社を有する者
- (2) 既発注工事の施工成績が優秀な者
- (3) 発注工事と同種の工事を専業とする者

第6 指名の手順

第4の規定により指名する場合は、対応する等級の中から、指名しようとする総数の2分の1（割り切れないときは切上げ）を指名した後、別表第2に掲げる発注工事予定金額に対応する業者数を満たすまでの指名については、等級にかかわらず第5の規定によるものとする。

第7 指名業者数

指名する業者数は、発注工事の予定金額に応じ、別表第2に定めるところによる。ただし、発注工事の性質又は目的により指名すべき業者の数がこれに満たない場合は、この限りでない。

第8 指名の制限

次の各号のいずれかに該当する者については、指名することができない。

- (1) あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中である者
- (2) 既発注工事に係る請負契約に関し、履行の遅延等、不誠実、不適切な状態が継続

している者

- (3) 前各号のほか、指名することが不適切と認められる者

第9 補則

次の各号のいずれかに該当する場合には、上記の第3から第7までの定めを適用しないことができる。

- (1) 特に急を要する工事
(2) 特別の技術を要する工事又は相当の困難を伴う工事
(3) 工事の性質又は目的が一般基準に適さない工事

附 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年7月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

| 区 分 | 等級 | 格付基準 | 発注工事予定金額 |
|---------|----|-------|----------|
| 道路舗装工事 | A | 平均点以上 | 5百万円以上 |
| | B | 平均点未満 | 5百万円未満 |
| 一般土木工事 | A | 平均点以上 | 5百万円以上 |
| | B | 平均点未満 | 5百万円未満 |
| 下水道施設工事 | A | 平均点以上 | 5百万円以上 |
| | B | 平均点未満 | 5百万円未満 |
| 建築工事 | A | 平均点以上 | 5百万円以上 |
| | B | 平均点未満 | 5百万円未満 |
| 電気設備工事 | A | 平均点以上 | 5百万円以上 |
| | B | 平均点未満 | 5百万円未満 |
| 給排水衛生工事 | A | 平均点以上 | 5百万円以上 |
| | B | 平均点未満 | 5百万円未満 |

注1) 表中の格付基準とは共同運営の客観点を示す。

注2) 表中の平均点とは各区分における登録業者の共同運営の客観点を示す。

別表第2（第7関係）

| 発注工事予定金額 | 業者数 |
|--------------|------|
| 5百万円以上 | 7社以上 |
| 3百万円以上5百万円未満 | 6社以上 |
| 3百万円未満 | 4社以上 |